

報告第 7 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
30	R5. 3. 1 令和5年 第1回足立区 議会定例会で 承認30号	北綾瀬駅前交通広場及びペデスト リアンデッキ整備工事請負契約 [株式会社大本組東京支店]	① 1,416,800,000		① R6. 9. 30	
	(処分日) R6. 4. 12 (契約変更日) R6. 4. 12		② 変更なし ③	0.00%	② R7. 8. 29	(1) 競合する商業施設建築 工事の延長に伴い、広場用地 の相互利用期間を延長する必 要があるため。
45	R3. 3. 23 令和3年 第1回足立区 議会定例会で 承認45号	花畑川環境整備その1 工事請負契約 [株式会社東京三田組]	① 501,050,000		① R5. 11. 20	
23	R3. 7. 13 令和3年 第3回足立区 議会臨時会で 報告23号		② 505,582,000 ③ 4,532,000	0.90%	② 変更なし	公共工事設計労務単価(新労 務単価)に係る特例措置の実 施による契約金額の変更が生 じたため。
105	R3. 10. 19 令和3年 第3回足立区 議会定例会で 承認105号		② 621,277,800 ③ 120,227,800	24.00%	② 変更なし	河川泥土調査により河床に泥 土が堆積していることが判明 し、以下の変更を行った。 (1) 河川の水を仕切る仮設 材の変更 (2) 河川進入路の変更 (3) 送水ポンプの設置
103	R4. 10. 19 令和4年 第3回足立区 議会定例会で 承認103号		② 994,084,300 ③ 372,806,500	60.01%	② R6. 10. 31	(1) 河川内工事施工のため 軟弱地盤対策 (2) 河川の水を仕切る仮設 材の増強 (3) 工期延伸に伴う賃料、 誘導員等の増加
	(処分日) R6. 5. 24 (契約変更日) R6. 5. 24		② 965,464,500 ③ △ 28,619,800	-2.88%	② R6. 5. 31	(1) 工事個所が錯綜する既 設護岸撤去工事の河床部を活 用することでの工事費の減 (2) 護岸工が当初想定した 期間より、早期完成するため の工期短縮